

様式第 3 - 4 号

令和 8 年 4 月 2 0 日

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定に基づき、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第 9 項の規定に基づき公示する。

群馬県知事 山本 一太

登録番号	2	登録年月日	平成13年9月10日				
登録検査機関の名称	前橋市農業協同組合						
代表者氏名	代表理事組合長 矢端 幹男						
主たる事務所の所在地	群馬県前橋市富田町2400番地の1						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば						
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
群馬県	高橋 朋成	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K1125154				
	近藤 憲斗	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K102026023				
備 考	略称「前橋市」 1名新規登録(もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば) 1名登録抹消						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。